

第7回軽米町議会定例会平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成28年 3月16日(水)

午前10時00分 開議

議事日程

- 議案第 1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町行政不服審査会条例
- 議案第 4号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 議案第17号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第18号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算
- 議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計予算
- 議案第23号 平成28年度軽米町介護保険特別会計予算
- 議案第24号 平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第25号 平成28年度軽米町水道事業会計予算

○出席委員（13名）

| | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 中 里 宜 博 君 | 2 番 | 中 村 正 志 君 |
| 3 番 | 田 村 せ つ 君 | 4 番 | 川 原 木 芳 蔵 君 |
| 5 番 | 上 山 勝 志 君 | 6 番 | 館 坂 久 人 君 |
| 7 番 | 茶 屋 隆 君 | 8 番 | 大 村 税 君 |
| 9 番 | 松 浦 満 雄 君 | 10 番 | 本 田 秀 一 君 |
| 11 番 | 細 谷 地 多 門 君 | 12 番 | 古 館 機 智 男 君 |
| 13 番 | 山 本 幸 男 君 | | |

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | |
|---------------------------|---|-------------|
| 町 | 長 | 山 本 賢 一 君 |
| 副 町 | 長 | 藤 川 敏 彦 君 |
| 教 育 | 長 | 菅 波 俊 美 君 |
| 総 務 課 | 長 | 日 山 充 君 |
| 税 務 会 計 課 | 長 | 山 田 元 君 |
| 町 民 生 活 課 | 長 | 中 野 武 美 君 |
| 健 康 福 祉 課 | 長 | 川 原 木 純 二 君 |
| 産 業 振 興 課 | 長 | 高 田 和 己 君 |
| 地 域 整 備 課 | 長 | 新 井 田 一 徳 君 |
| 教 育 次 長 | | 佐 々 木 久 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | 高 田 和 己 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | | 日 山 充 君 |
| 健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長 | | 川 原 木 純 二 君 |
| 水 道 事 業 所 長 | | 新 井 田 一 徳 君 |
| 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長 | | 平 俊 彦 君 |
| 税 務 会 計 課 担 当 主 幹 | | 於 本 一 則 君 |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 暢 芳 君 |
| 議 会 事 務 局 主 査 | 鶴 飼 義 信 君 |

◎開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） 休憩前に引き続き、本日の審査特別委員会を再開したいと思います。

審議に入る前に連絡事項ですが、本日の欠席委員はないですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 委員全員出席ということになっております。本日の会議は成立しました。

それから、携帯電話のマナーモード、電源を切る、このことをよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は午前中の特別委員会の日程でございますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、本日議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算から始めたいと思います。

（午前10時00分）

○委員長（細谷地多門君） 冒頭、先ほど産業振興課長からきのうの答弁の補足があるということで申し入れがありますので、これを許したいと思います。

高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） おはようございます。きのう茶屋委員からのご質問で、首都圏事務所の木下さんの手当はどうなっているのかということにつきまして回答申し上げます。地域創造促進事業委託料の中の人件費として、月5万円、木下さんに軽米町産業開発で支払っているとのことだそうです。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） ということは、月5万円ということは1年分で60万円。はい、わかりました。

◎議案第21号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第21号について担当課から簡単に説明、それから質疑を受けたいと思います。

中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） では、議案第21号について提案理由を申し上げます。

議案第21号は、平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億3,000万円と定めるものでございます。

ここからはお手元に配付の1枚物の資料、平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算の概要についてに基づきご説明していきたいと思います。平成27年当初予算との比較で、資料左側の歳入から主な科目についてご説明申し上げます。

1款の国民健康保険税の予算額は2億2,821万3,000円で、被保険者数の減少や景気低迷による所得等の減少から、前年度予算との比較で4.4%、1,038万円の減となっております。

続きまして、4款の国庫支出金の予算額は3億8,786万6,000円で、前年度比較で1,422万7,000円の減額となっております。

また、9款の共同事業交付金の予算額は3億5,563万1,000円で、1,637万6,000円の減となっております。

11款の繰入金のうち、一般会計等繰入金の予算額は1億9,779万7,000円で、561万9,000円の増となっております。内訳については、資料右下の表をごらんいただきたいと思います。右下の一般会計等繰入金の内訳として、保険基盤安定の部分につきましては6,398万8,000円、事務費1,242万2,000円、出産育児金420万円、財政安定化支援事業1,828万7,000円、法定外繰り入れ、財源不足ということで9,890万円で、合計1億9,779万7,000円となっているものでございます。

続きまして、資料右側の歳出について主な科目をご説明します。2款の保険給付費の予算額は8億2,046万9,000円で、3.9%、3,337万1,000円の減となっております。

3款の後期高齢者支援金の予算額は1億8,394万3,000円で、6.9%、1,361万3,000円の減となっております。

7款の共同事業拠出金の予算額は3億9,697万3,000円で、0.3%、134万4,000円の減となっております。

これらにより、歳出の予算額は歳入と同額の15億3,000万円となり、平成27年度との比較で4.1%、6,600万円の減となっております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。どなたか。古館委員。

○12番（古館機智男君） 歳入の関係で、国民健康保険税の減の説明がありました。被保険者が減っていること、もう一つは景気低迷で所得が落ちていることという形での説明がありました。それで、ちょっと関連で質問するのですが、どうもひっかかっているのは一般会計予算の中で個人町民税がふえていたというのが、国保

税とスライドするような部分があると思うのですけれども、何か特殊事情がこの前は特になかったような説明だったのですけれども、ある意味では被保険者が勤め人、公務員とかなんか入っていないという、そして国保税の場合は農家とか商売人とか無職の人ということになっているので、そういうので全体的に見ればそういう被保険者の構成との関係なのかどうかということが、税務課のほうで特に今までと違いがないということだったので、あのときもこのように景気低迷みたいな感じの中で個人町民税、結構マイナスになるのではないかなと思ってのプラスでしたので、ちょっとその背景について把握している分をお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 古舘委員のご質問にお答えしたいと思います。

基本的に、これも調定額とかそういうものを推計して精査したものでございます。そして、予算編成をさせていただいたと。ただ、町県民税と比較の部分については特殊事情がないというふうに考えております。ただ、昨年のときに国民健康保険税の改正ということの専決処分させていただいた分で、軽減の部分が、率が若干ふえてございました。ですから、その部分については税収入とすれば減になる要素はあると考えています。

それから、あとは限度額の部分が上がったということで、その部分は大体15世帯から20世帯の部分が、その部分は若干増になるという部分でお答えさせていただきました。全体的に言うと特殊事情というのはございませんが、その部分は若干加味されたと思っておりました。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 国保加入世帯というのは二千何ぼで、4割ぐらいを占めているのではないかなと、町民の中で。ですから、例えば減免というか、措置というのは法の改正によって減額というか、減免がふえたので、それは国保税は少し下がって、国のほうの関係で補填されてくるわけですね。それもそんな大きな、5割、3割減免、7割の違いはないような気がするので、個人町民税なんかには反映、片方はふえて片方が減ってというものの矛盾についてはなかなか納得できないのですけれども、特殊事情はないということで、それ以外ないと思うので、納得したいと思います。それで結構です。

ただ、今回の全体のやつを見ていて、高過ぎる国民健康保険税というのは私もずっと取り上げてきたものですから、ぜひ下げてほしい、下げるべきだという気持ちは変わりませんが、今の財政事情の中で法定外繰り入れが9,000万円を超しているということで、国保税の引き上げはしなかったという決断については評

働きたいなと思っております。ただ、さながら今の国保税が暮らしと収入の中での適正な額かどうかといえ、やっぱり高過ぎる実態は変わりないと思ひますし、その背景には国の負担金が減ってきたというのもありますし、構造的に所得がない人、無職の人とか、農家とか商店の所得が下がっているというのが大きな背景にもあると思ひます。そういう意味で継続、国保制度が保つていくためにも、納められる国保税についてはこれからも追求して行ってほしいという要望をしておきたいと思ひます。

そういうことで、この結果、課長の報告というか、説明のように所得の低迷の中、国保税の収入が減っているというのはある意味では暮らしの実態を示しているものだと思うので、今後も、これは質問ではなくなつてしまつたのですけれども、税負担軽減のために努力していただきたいというのを要望しておきたい。

○委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

○12番（古館機智男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

では、中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 先ほど国保世帯の加入率ということでちょっとお話ありましたけれども、本年の1月末現在で国保の加入者数が3,270人で、加入率からいけば33.5%となっております。また、世帯数につきましては1,816世帯ということで、加入率が48.1%という形になっているところでございます。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） そういう意味で、軽米町における加入の状況というのはやっぱり国保制度が大きな比重を占めていると思ひます。

ちょっと私が忘れていましたけれども、国保税の額の問題と同時に短期保険証の関係についていつも取り上げていますけれども、盛岡市等々ではもう実質的に短期保険証の発行はしていないという状況の中で、軽米町は同じような水準で、去年は少し、2カ月か3カ月ということになって、おとしでしたかね、短期が少し、1カ月延びたのですけれども、やっぱり3カ月という短期保険証というのは、この前の滞納者の状況の報告もありましたけれども、ほとんどは悪質なものではなくて、暮らし、収入が少ないためのというのが多数を占めている滞納者ということもありますので、短期保険証の発行というのはぜひ廃止していただきたいということもあわせて要望しておきたいと思ひます。要望です。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第21号は終了したいと思ひます。

◎議案第22号の審査

○委員長（細谷地多門君） 続きます。議案第22号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

担当課長から簡単に説明いただきたいと思います。

新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） おはようございます。地域整備課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第22号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

この間A4判の1枚物の資料を差し上げましたので、それで説明させていただきます。今年度の歳入歳出予算は、1億6,830万円と定めるものでございます。本年度の主な施策は、管路施設工事を計画しております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金の予算額は69万7,000円を計上しております。前年度に比べ29万7,000円の減となっておりますが、これは件数の減によるものでございます。

2款使用料及び手数料の予算額は2,035万7,000円を計上しております。前年度に比べ113万1,000円の増となっております。

3款国庫支出金の予算額は2,500万円を計上しております。前年度に比べ500万円の減となっております。これは、社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

4款繰入金の予算額は8,524万4,000円を計上しております。前年に比べ126万6,000円の増となっております。このことは、維持管理費の増によるものでございます。

5款、6款、繰越金及び諸収入の予算額は、例年どおりそれぞれ1,000円を計上しております。

7款町債の予算額は3,700万円を計上しております。前年度に比べ420万円の減となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。1款総務費の予算額は526万7,000円を計上しております。前年度に比べ8万円の増となっております。

2款公共下水道費、1項公共下水道施設費の予算額は2,775万1,000円を計上しております。主に施設の管理費の支払いを予定しております。前年度に比べ109万8,000円の増となっております。

2項公共下水道整備費の予算額は7,520万7,000円を計上しております。管路施設工事請負費の支払いを予定しております。前年度に比べ903万1,000円の減となっております。

3款公債費の予算額は5,684万8,000円を計上しております。前年度に比べ96万5,000円の増となっておりますが、内訳としまして元金に4,036万2,000円、利子に1,648万6,000円となっております。

4款予備費については、不測の事態に備え322万7,000円を計上しております。

債務負担行為につきましては予算書第2表、地方債につきましては予算書第3表、一時借入金につきましては地方自治法の規定によるものでございます。

以上、予算の概要についてご説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（細谷地多門君） 質疑を受けたいと思います。議案第22号について、どなたかございませんか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 質問いたしたいと思います。公共下水道の普及率の関係と、ことしは使用料、手数料で構成比として12.1%になっています。これが目標達成時になると手数料でこの構成比はどのくらいを想定しているのか、年次計画の中あると思うのですが。そして、ことしなかなか普及するのは、高齢化社会になったりひとり暮らしがあったりで、新築住宅が余り進まないという中で、非常に普及率は急激にというのは難しいかもしれませんが、やっぱり予算を立てるに当たって、今年度は公共下水道普及率を何ぼくらいを目指しているとかという形の目標があると思いますが、そのことを明らかにしていただきたい。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 済みません、ちょっと時間を。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時25分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

中村委員。

○2番（中村正志君） 前過疎計画のときも説明したかと思うのですが、今年度、下水道整備事業、どこをやるのかをもう一回確認の意味でお知らせいただきたい。

あともう一つ、予算書の9ページにアクションプラン策定業務委託料というのがあるわけですが、アクションプランってどういう計画を策定しようとしているのか。

○委員長（細谷地多門君） では、その2点について、新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） それでは、第1点目、平成28年度の計画路線と申しますか、施設工事の部分なのですが、向川原地区2路線やっております。1つは報

国橋を渡りまして右側に、川沿いに公園がございます。公園のほうに向かって右側のほうにずっと行きます。そして、途中公園の坊里沢川の河口といいますか、あそこら辺までまず一帯やります。そして、そこを切れまして、また新しい団地というか、災害がありました団地がずっとあります。その団地がずっとある部分を道路沿いに、川沿いに……道路の団地側の川沿いといいますか、道路沿いをずっと行きます。

そして、もう一つの路線は、もう一つの管工事なのですが、それは日向葬儀社のあたりから竹花先生のほうにずっと入っていくあの路線が1路線。川端の路線と奥のほうの山際といいますか、山沿いのほうの路線と……

〔「名前があるでしょう」と言う者あり〕

○地域整備課長（新井田一徳君） 名前は向川原地区山側1路線、私らは番号で28の1とか28の2とかというふうな呼び方をしているのですが、山側に1路線と道路側、川沿いに1路線、その2路線になります。

それと、あともう一つ、アクションプランというご質問があったのですが、これは国からの要請がございまして、今後、中期計画ということでこれから10年程度でもって汚水処理施設をほぼでき上がらせるための整備内容を、そういった計画をつくりなさいと。浄化センターだとか管渠工事だとか、いろんな施設等があるわけですが、いずれ今後10年程度で汚水処理施設をほぼでき上がらせるための整備内容を計画しなさいと。ですから、これまでは施設を、建物なり管路をつくってやってきたのが、これからは施設を管理する、建物をつくっていくのではなくて管理をするような形にシフトというか、変わっていくよというふうなことで、これから10年くらいで施設をほぼ完成させるような計画をつくりなさいということで、そういったもの、計画の委託料を計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 工事現場についてはいいのですけれども、アクションプランっていまいちちょっと理解できかねるのですけれども、ただアクションプランといえは行動計画ですよ。実際にこういうことをやるのだよというふうな計画をつくるのがアクションプランだと思うのですけれども、ということはもう現に今基本計画が何かあって、それを行動するためのプランだというふうに理解するわけですが、あなたが今説明して、今施設があちこちにあるのを何だか……いまいち理解できかねるのですけれども、まあいいです、後から勉強させていただきます。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 私もアクションプランで。というのは、これは公共下水道の範囲の部分のことと。軽米町全体のことではなくて、公共下水道の範囲の分ということですね。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 公共下水道の範囲ということです。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） その範囲の中で、きのうおとといの中で唯一の軽米町の公衆便所と言われている図書館の前というか、蔵の前のトイレ、公共施設の水洗化というのはやっぱりモデル的にも、お金はかかるでしょうけれども、やっていくべきだと思うのですが、それが1つと。

もう一つは、確認したいのですけれども、前の水害のときの計画では新しい向川原の団地、水害後の団地というか、そこは今規模が大きい合併浄化槽というか、あそこはそのまま公共下水道につなげる計画、それがつなげないで、あそこで自己管理するとかって、いろいろあったのですけれども、今は管路がそれこそずっと通ることなのですから、改めて新しい水害後の新興団地でもないな……団地が、ニュータウンの下水処理のやつはどういう形になるのですか。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 今おっしゃったニュータウンという、あそこの方々の管路は今現在大きな浄化槽があるわけですが、そういった浄化槽の管理組合みたいなものがあるようでして、詳しくはちょっとわからないのですが、その管はいずれ最終的には下水道の管に接続されて、下水道を使っていただくというふうな形です。

○12番（古舘機智男君） わかりました。

○委員長（細谷地多門君） もう一つあったね。公共施設の水洗化、モデル的にもやるべきだと。それは誰だ。

中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 本町と言えはなんですけれども、公民館前にある公衆トイレはご指摘のとおり今くみ取り式という形になっております。水洗化が必要ではないかということで、内部のほうでも実は今検討しているところでございますが、今後交流センターとかの整備計画があった場合、どのようになるかまだちょっと整理できていないのですけれども、公園化に向けてその場所でいいかとかというような形などの検討が必要かなということで今考えているところでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、古舘委員。

○12番（古舘機智男君） いいです。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、本町のトイレも以前から水が出ないとい

うようなことは把握していませんか。私もいつも使うのですけれども、出ない。あれは前から出なかったような気するのですけれども、そこら辺もし調べてみて、早急に対応していただきたいと思いますので。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 水が出ないというのはちょっと把握しておりませんでした。一応本町の町内会のほうに委託しているもので、何かあった場合は町民生活課のほうへ連絡してほしいということは言っていますけれども、まだ私のほうはちょっと確認できませんでしたので。男子トイレの……そこは確認してあげたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第23号……

○12番（古舘機智男君） 何かさっきの答弁漏れというか……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 普及率についてのことだったのですが、平成26年度が36.2%ということなのですが、平成27年度末で37.5%となっております。そして、計画ということだったのですが、平成28年度計画といたしましては39.4%を目標に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） いいです、はい。

○委員長（細谷地多門君） 議案第22号終わってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第23号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第23号に入りたいと思います。平成28年度軽米町介護保険特別会計予算について、川原木所長のほうから簡単に説明いただいて。

川原木所長。

○健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） それでは、議案第23号 平成28年度軽米町介護保険特別会計についてご説明を申し上げます。

歳入ですけれども、訪問介護費収入が841万円、訪問入浴介護費収入が583万9,000円、通所介護費収入が2,968万2,000円を計上しております。あと、在宅介護サービス計画費収入を1,035万4,000円を歳入見込みとして計上しております。あと、繰入金ですけれども、一般会計より1,942万3,000円、諸収入、これは要支援ケアプラン策定業務委託料とか精神障害者適応訓

練業務委託料として129万円を計上しております。

歳出でございますけれども、総務費を3,534万9,000円、サービス事業費内訳ですけれども、訪問介護事業費が914万4,000円、訪問入浴介護事業費が254万9,000円、通所介護事業費が2,467万5,000円、居宅介護支援事業費が244万5,000円、あと予備費として83万8,000円を計上しております。

歳入歳出総額7,500万円の予算ということで計上しております。昨年と特に変わったのが、備品購入費を今年度は582万円計上しておりますけれども、これは特殊浴槽を更新したいということで計上しております。開始当時からの浴槽等については更新等行っておりませんで、かなり老朽化して、いつ壊れるかわからないような状態になっておりますので、浴槽の更新ということで備品購入費を今までと違う形で要求しております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第23号について説明を終わりました。質疑を受けたいと思います。

古館委員。

○12番（古館機智男君） お伺いしたいと思います。

1つは、特殊浴槽というのは入浴車なのか、設置されている、移動入浴車みたいなものの浴槽なのか、それともその中身について。特殊浴槽という定義を説明ひとつお願いします。

それから、ついですからと言えは変ですけれども、要支援1、2の保険、来年度からの、実質的に変わらないというのですけれども、それが来年の1、2になった場合の会計的なものは、同じような形で特別会計予算の編成等がどうなるのかという、これからの来年の目安について説明をお願いしたいと思います。そうすれば構造的なものがあるかなと思って、変わらないなら変わらないでいいですし。

それから、行革大綱の中に健康ふれあいセンターの民営化というのは、この事業を指しているのかどうかというのも。行政改革大綱の中にたしか載っていたと思いますけれども、健康ふれあいセンター介護部門の民営化の推進ということで、この事業なのかどうかというのを確認したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 3点について、川原木所長。

○健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 特殊浴槽の件でございますけれども、ふれあいセンターに設置されている浴槽でございます。これは、今介護者を乗せてやるような浴槽になっておりますけれども、その更新ということでございます。

もう一つは、予算は平成28年度は今までどおりの考え方でやっております。

○12番（古館機智男君） 来年度の話。

- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 平成29年。
- 12番（古舘機智男君） ええ。変わらないのか。
- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 平成29年度については、まだ……
- 12番（古舘機智男君） わからない。
- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） はい。申しわけありません。
- 委員長（細谷地多門君） もう一つ、行政改革大綱の民営化、この事業が指しているのか。
- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） ふれあいセンターのことです。
- 12番（古舘機智男君） いや、そうなのだけれども。だから、この事業のことかどうかという……
- 委員長（細谷地多門君） では、いいですか。もう一回、行政改革大綱について。古舘委員。
- 12番（古舘機智男君） 行革大綱の6ページに健康ふれあいセンター介護部門の民営化の推進ということで、計画が平成28年度から平成31年度、平成31年から実施していくというような計画になっていますけれども、その事業というのは今介護部門のこれとイコールなのかどうかというのを聞いて、質問したところです。
- 委員長（細谷地多門君） 川原木所長。
- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 古舘委員がおっしゃるとおり、この事業でございます。
- 12番（古舘機智男君） わかりました。
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。
- 12番（古舘機智男君） はい、いいです。
- 委員長（細谷地多門君） そのほか、中村委員。
- 2番（中村正志君） 私も勉強しているわけではないのでわかりませんが、今言った施設備品購入費の件ですけれども、介護保険特別会計で予算計上する内容なのかというのがちょっと疑問を持ったので。もともとは健康ふれあいセンターという施設に施設費としてあるものを修繕するか更新するのであったら、一般会計にある健康ふれあいセンター費で計上するべきではないのかなと。こっちは、介護保険のほうはサービス関係が中心だというふうを感じるわけですが、その辺の考え方はどうなのでしょう。財政的な考え方ですが、
- 委員長（細谷地多門君） いいですか、川原木所長。
- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 今のご質問ですが、ふれあいセンターに設置されているのは確かでございますけれども、ただ介護サービス事業の中での使用という考え方でこちらのほうに計上しております。この考え方が正しいのかどうかというのは、ちょっと私も判断しかねますが、介護事業の中の備品

になるのかなと思っております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいでしょうか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第23号を終わりたいと思います。

◎議案第24号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第24号 平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算について、中野課長から簡単に説明。

○町民生活課長（中野武美君） 議案第24号は、平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

内容でございますが、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ8,680万円と定めるものでございます。

これからは、お手元に配付の平成28年度当初予算の概要についてで説明申し上げます。平成27年度当初予算との比較で、資料左側の歳入から主な科目についてご説明いたします。1款の後期高齢者医療保険料の予算額は4,470万円で、平成27年度の保険料等の額をもとに算定し、前年度との比較で5.5%、265万円の減となっております。

続きまして、3款の繰入金の予算額は4,144万3,000円で、電算関係業務委託料の減により事務費への繰り入れが減ったため、前年度との比較で10%、265万7,000円の減となっております。

これらにより、歳入全体の予算額は8,680万円となり、前年度との比較で5.8%、530万円の減となっております。

次に、資料右側の歳出について主な科目をご説明いたします。1款の総務費の総額は356万1,000円で、歳入でもご説明しましたけれども、電算関係の業務が終了したため、前年度予算との比較で47.1%、317万1,000円の減となっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金の予算額は8,248万円で、前年度の予算の比較で2.6%、215万2,000円の減となっております。

これらにより、歳入歳出の予算は8,680万円となり、平成27年度予算との比較で5.8%、530万円の減となっております。

以上、議案第24号の提案理由の説明とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第24号の説明終わりました。質疑を受けたいと思いません。どなたかございませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 後期高齢者医療制度というのが発足したときは、大きな政治問題になったり、うば捨て山とかとなされて、年齢によって差別するのかというのがいろんな話題になって、廃止するとかしないとかという形で来ました。そういう中で後期高齢者の保険料の負担については、国保なんかの7割、5割、3割減免から、後期高齢者の場合は幅を大きくして減額をしてきた、しかしほかの保険のやつの整合性のことも含めて、平成29年度だったか私定かでないのですけれども、そういう形で少しは幅を改善はされますけれども、特別な措置をなくするという方向になっていったと私理解しております。そのように、私ももう少しで、あと3年ぐらいで後期高齢者になるものですが、お隣は後期高齢者はいますけれども、やっぱり大きな負担ということで、いろんな意見が出されているところなのですが、その状況は何年度から実施されるのか、どういう状況になっているのか説明していただきたいと。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 保険料につきましては、後期高齢の場合は9割から2割軽減までという形で、幅広いところになっております。保険料の軽減の見直しにつきましては、まだ現在のところ国のほうからも何の……資料と言えればあれなのですけれども、意見などが、情報が入っておりません、町のほうには。県のほうにも入っておらないところございます。具体的にはまだ動いておりません。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） いろんな後期高齢者の人がふえてきている中で、国から何も来ていないというはずはないのですが、やっぱり自治体として住民の、高齢者の暮らし、生活に非常に大きな影響を与える制度改正が、法律が大体もうできていて、施行の日だけだと思いますけれども、その辺も確認しながら、町民生活課として町民の暮らしを守っていく、負担がこれからどうなっていくかというのはきちんと見きわめ、見据えていかなければならないということで、国からも何も来ていないという形ではやっぱり怠慢と言わなければならないような、それによって軽米はどうできるかというのはなかなか難しい問題でもありますけれども、国がやるからそのとおりだという形だけではなくて、どう町民の暮らし、安心して暮らせる町にするかという観点から、どんな負担になるのかなというのは関心持っていてほしいと思いますので、そのことを指摘しておきたいと思うのです。

○委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

○12番（古舘機智男君） はい、いいです。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第24号を終わりたいと思います。

◎議案第25号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第25号 平成28年度軽米町水道事業会計予算について、新井田所長、簡単に説明してください。

○水道事業所長（新井田一徳君） それでは、議案第25号 平成28年度軽米町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページなのですが、第2条の業務予定量は給水戸数が2,525戸となっております。あと、年間総給水量が57万1,590立方メートル、1日平均給水量が1,566立方メートル、平成28年度の主な建設改良事業は小軽米簡易水道統合整備事業とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入3億9,120万4,000円、支出3億9,102万8,000円とし、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入2億6,879万4,000円、支出5億920万5,000円と定めようとするものでございます。

なお、収益的収入の額が支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

そうしまして、3ページ、4ページにつきましては財産等の詳細を示したものでございます。あと、5ページ、6ページにつきましては第4条についての詳細を示したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第25号について質疑を受けたいと思います。どなたかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第25号を終わります。

ここで休憩したいと思います。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

◎総括質疑

○委員長（細谷地多門君） これから全体的な質疑、総括質疑を設けたいと思います。これも何とか協力していただいて、速やかに効率よく終了していただければ私も助か

ります。まとめの関係、要望よりも質疑を出してもらえるとありがたいです。よろしくお願ひします。

では、茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） ナンバー6の資料、私請求してましたので、そのことでちょっとお聞きしたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。平成27年度で職員採用試験合格者の点数と全体の平均点ということで資料をいただひて思ひますけれども、この中で受験者数はそれぞれ何人であったのか。あとは、この試験ですけれども、何点満点なのか。何か最高で122点とあってありますから、何点満点でやられているのか。あと、第2次試験、面接試験のときに第三者が入られているか、入られていれば何人、名前までは公表できないと思ひますので。

○委員長（細谷地多門君） では、答弁願ひます。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 申しわけござひません、受験者数については今確認させていたひきたいと思ひます。

それからあと、2次面接の外部の試験官として1人お願ひしました。受験者数は調べさせていたひきます。

それと、点数が何点満点か。一般教養と、それから保育士たちは専門試験があります。それから、一般行政職の方は適性試験というのがあって、それぞれに……あやふやな話をしてははいけませんので、ちょっと調べてお話しします。

○7番（茶屋 隆君） はい、お願ひします。では、その報告入れたらまた。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 質問漏れがあったので、きのうの一般会計の中での121ページのえぞと大自然のロマンの森の運営費で水車小屋屋根修繕工事227万1,000円というふうには計上されていたのですけれども、多分古民家の隣あたりにあるのかなと、水車小屋の機能を果たしているのかどうかわからないのですけれども、この屋根を修繕するということは、すなわち公園の運営を少し強化しようとしているのかなというふうにも受け取られるのですけれども、古民家の活用を含めてそういう考えがあるのかどうかを教えてください。

○委員長（細谷地多門君） では、佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） この水車小屋は、現在ご指摘のとおり古民家の高校側のところにある水車の屋根になりまして、カヤぶき屋根でござひまして、ちょっと破損が激しいということで、景観上もよくないということで今回修繕しようというものでござひます。堅穴住居もぼろぼろになっているのですが、そちらにつきましては再建するかどうかというのは、お金もかかりますので、検討していきたいと思っ

ていましたが、いずれ水車小屋につきましては今回直したいということでございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） せっかく二百何万円かけて直すのであれば、景観上というふうなこともあるようですので、何らかの活用方法を考えて、来てもらえるような公園づくりを考えるべきではないかなと。例えば何か聞くところによると、幼稚園の園児とか保育園の園児なんかは遠足でそこに来ているというふうなお話も聞いたりしていますので、そういうふうな考え方もしていくべきではないかなと、せっかくかけるのであればそれも必要でないかなと思ったので、お話しさせていただきました。

〔「関連で」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） ロマンの森というか、さっきの竪穴式住居は骨だけ残っていたりして、御所野遺跡、是川遺跡の世界自然遺産の関係はまだ何か生きていて、対応して挑戦していくようですねけれども、中間点にあって、前にも聞いたことありますけれども、縄文の遺跡としてはどこの違いがあるかといったら、保存しているかしていなかったかという、軽米の場合も結構すごいのが出ているのだけれども、まとまった形でないという中で、はねられていくかもしれないけれども、同じ縄文の文化圏にあると思うのです。それで、そういう意味でも竪穴式の住居の分がもしかして御所野等々の世界遺産の登録ということを見据えながら、一連の同じ地区としての軽米町の遺跡はまだ別にありますけれども、遺構とか出土物質とかという形のやつが、ほかにないものがあるというのもあると思うので、やっぱり位置づけをきちんとしていただいて、金をかけて直すのだったら竪穴の部分等も検討していくところではないかなと思うのですけれども、そういう見据えた計画等々は論議されているでしょうか、世界遺産の

○委員長（細谷地多門君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 世界遺産につきましては、軽米が参加するとかということ
は……

○12番（古舘機智男君） いや、そういうのは問題外です。

○教育次長（佐々木 久君） 竪穴住居につきましては、景観上もよくありませんので、皆さんのご意見を聞きながら撤去する、または新たに整備するというのは検討してまいりたいと思います。いずれ保育園とか子供たちも来る施設ですので、その辺も考えながら整備してまいりたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員……

○12番（古舘機智男君） いいですよ。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

- 7番（茶屋 隆君） 関連して、ロマンの森ですけれども、昔はキャンプファイヤーとか、あと椅子なんかがあって花火もできるような時代も、10年ぐらい前、私も二、三年あそこで花火もしたことがありますけれども、あと夏場もキャンプして泊まって、水も出ますトイレもちゃんとありますので、そこでやっている方も見受けられますので、やっぱり小屋を直すのであればそういったこともこれから全体的に考えてやっていけばいいのかなと思いますので、ご要望ですけれども、何かあれば。
- 委員長（細谷地多門君） 教育次長。
- 教育次長（佐々木 久君） ご指摘のとおりだと思います。いずれお客様が来て、快適にできるようにしてまいりたいとは思っております。
- 委員長（細谷地多門君） そのほか。
中村委員。
- 2番（中村正志君） 教育次長がいましたので、歳入のときに町民体育館の使用料が減額になっているというふうなものの説明の中で、軽米中学校とかスポ少の使用が多くなったので使用料が減ったよという言い方をされましたけれども、施設使用料が軽米町の場合はほとんどの団体はただで使っている状況だと思います。だから、軽米中学校であろうが、どこが使っていても、施設は減免になっていると思うのですけれども、ただ電気料と暖房料がほとんどではないのかなというふうに感じていたのですけれども、もしかして答弁の中には軽米中学校が使うときに電気料等も減免にやろうとしているのかなというふうに感じ取られたものですから、その確認で今お聞きしましたけれども、そうではないのですか。
- 委員長（細谷地多門君） 教育次長。
- 教育次長（佐々木 久君） 平成27年度から小学校と中学校につきましては電気料を取らないことにしております。その関係での減額でございます。
- 委員長（細谷地多門君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） これは、小学校と中学校ということはスポ少も同じ……小学校の学校教育活動の中でという意味だけなのか、小学校、中学校の社会教育活動の中でスポーツ少年団等もそれに該当するのか、または例えば協会等が中学生、小学生等を対象にした大会等をやる場合に、開催する場合にそれが適用になるのか、その辺まで考えてやっているのでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 教育次長。
- 教育次長（佐々木 久君） 少年団も含めて電気料を取らないようにしております。部活動のほかにも、中学校が統合した関係で、中学校の体育館だけでは使用し切れないということで町民体育館を使ったりしていただいております。中学校の体育館を使うクラブは余りお金もかからないし、町民体育館のほうはかかるというような、そういうアンバランスが出たりした関係で、平成27年度からは取らないというこ

とで進めております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） もう一つ確認です。もう一つしゃべった、例えば小学校、中学校を対象にして講習会をやるとか、協会として主催として講習会をやるとか大会をやるとかという場合には、通常の活動の場合はただだけれども、そういう場合は有料であると、あわせて暖房料もそうなのかというのを確認したいのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 具体個別にどれが有料で無料というのは、ちょっと今資料がないのでわからないのですが、いずれ私の考えとしてはスポーツ少年団の指導とかそういうのも含めて無料にしたほうがいいのかなと思っております。暖房料も取らないことだと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） まず、大きな転換だと思っておりますので、それをきちんと決めて、今私が質問したような内容についても答えられるようにまとめておいていただきたいなど。体育協会等にもきちんとそういうふうな説明をいただければなど。実際もう実施しているのであれば、私らは協会の中で主催してやっている講習会等で勉強とかって払っているつもりでしたので、その辺のところを今初めて聞きましたので、その辺のところをもう一回きちんと整理して、町民に周知するべきではないかなというふうな気がしましたけれども。

○委員長（細谷地多門君） 教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） おっしゃるとおりだと思います。いずれそのようにしてまいります。

○委員長（細谷地多門君） そのほかないですか。

先ほど総務課長が何か答弁が残ってましたので、発言を許したいと思います。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 応募者でございます。一般職の応募が16名あったのですけれども、1人欠席がございまして、実際に受験された方は15名。それから、保育士は11名応募で11名受験しております。

それから、満点は何点かというご質問だったのですが、すごく計算が難しいようです。多分こうだろうという推測で申し上げることをお許しいただきたいのですけれども、一般教養試験については40問で、点数は82点のようです。それから、一般教養の方の適性試験というのがあるのですが、これは100問で100点。ですから、単純に言いますと平成27年度の採用試験の満点は182点。それから、保育士のほうの試験ですが、こちらは一般教養は中級の試験を採用しております、40問で85点、それから専門試験が30問で112点の配点のようです。そちら

は合計すると197点がまず満点だということでございます。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 私、この点数が違うものですから、今までの結果を見れば一般事務の方のほうが保育士よりも最高点においても少ない点数で、平成26年度あたりを見れば一般事務の方の最高点が90点で、保育士の方の最高点は102点で、最低点で86点だから、あれ何か……試験の中身がちょっとわからなかったものですから、同じのをやっていて何でこんなに、だったらどういうふうにそれを受けとめていいのか、ちょっとわからなかったものですから聞きましたけれども、そうすれば違うということなわけですね。はい、わかりました。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

○7番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（細谷地多門君） まだあります。

〔「総務課長に」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 一般質問の同僚議員の答弁の中に、かるまいテレビの番組をお知らせ版で掲載できないかというふうなことの中に、かるまいジャーナルという、1週間に1回、水曜日、きょう更新しているようすけれども、それがタイムリー的なことで、時間的に間に合わないのというふうなお話がありましたけれども、なのでお知らせ版等はできないというふうな、私は考え方が逆ではないのかなど。視聴者があって初めて番組があるのかなという気がするのですけれども、制作側の本位で物を言っているような気がして、見るのは後で見てくださいよと、誰が見てもいいですと。見る人がいつ何があるかというのをわかって初めて見る気になると思うのです。だから、その辺の視聴者側に立った周知方法とかテレビ番組の制作というふうな考え方が普通ではないかと思っていたのですけれども、その辺の考え方の違いを直す気はあるのかどうかをお聞きしたい。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） ジャーナルの関係は、そのとき、1週間程度前まで取り上げたものを編集して、次の週くらいに編集したものを流すというパターンをとっております。ですから、番組表に例えば2週間後にこの番組をやりますということのやり方をすると、1カ月ぐらいい前のニュースを流すのであればそういうスタイルもとれるのかなと思います。一般質問の答弁としてやらせていただいたのは、かるまいジャーナルも余り前の話ではなくて、できるだけ近い行事のものを流すのがいいだろうというふうな判断のもとに編集しておりますので、今のお知らせ版は月2回ですが、その原稿の編集が1週間前です。その1週間ぐらいい間のニュースというか、お知らせ事項を取りまとめしてつくっているものですから、最低でも3週間は

ないと流せないというのが今のスタイルなのかなということで一般質問には答えさせていただいたところです。今担当のほうに話ししているのは、番組表を見たときにジャーナルの中身がわからないのですよね。ジャーナルがあるのだけれども、実際ジャーナルつけてみないと今週のジャーナルは何をやっているのかがちょっとわからないというようなことがあるので、番組表の中にジャーナルの内容を入れられないかというのを検討させているところでございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） かるまいテレビの中でどれだけ、最新のものだけを周知してやらなければならないのかという、ニュースというふうな形だと思うのですが、それだけのものなのか、それよりはもう少し周知するほうを重点にして、お知らせ版で番組を見たら、いつ、ジャーナルの中で誰かが出るのだとか、そういうふうなのが見れば、ではその日予定して見ようというふうな気になると思うのですが。私たちはふだん新聞見ても、毎日必ず後ろのテレビ番組も常に見て、最近はニュースなんかでも、ニュースの中で何をやるかというのまでついて、それぞれで競争し合っているというふうを感じるわけです。ですから、6時からのニュースでもどこを見ようかと、そういうふうなこともそれを見て判断するというふうな人も結構多いのではないかなと。だから、そういう点を考えた場合に、何が出るのかわからないで、ただというふうなのは、ふだん家にいる人だけだったら、うちも年寄りはいつも見ているからですが、ふだん働いている人たちは果たしてどうなのかなと。やはりそういう人たちにも見てもらうというふうな考え方をすれば、予定に入れてというふうなことをやれるように、そういう番組の周知というのは必要ではないかなと私は思うわけですが、もう少し検討いただければなというふうに感じます。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） ご意見をいただきましたので、今のジャーナルというのは1日の中で同じな番組を時間帯を分けて設定しています。もし今ご提言いただいたことで考えられると思うのが、例えば番組表の中で1カ月前のやつを、今週はこういうふうなのを取り上げますよということで、時間帯の中に過去のジャーナルと言えばなんですが、そういうふうなことはできるかと思えます。実際ことしの正月に向けては、過去のイベントとかのニュースを番組表をつくってお出ししたところですので、スピーディーというのですか、すぐ流せるということでないのであればそういうふうなことも可能だと思えますので、担当のほうにも相談しながらやっていきたいと思えます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員、よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

- 7番（茶屋 隆君） 済みません課長、先ほどの私が求めた資料お持ちですか。
- 総務課長（日山 充君） 合格者の数ですか。
- 7番（茶屋 隆君） はい、ナンバー6の資料お持ちでしょうか。
- 総務課長（日山 充君） はい。
- 7番（茶屋 隆君） 最低点が73点、平均が75、最高点が104、計算すれば平均が75というのでは間違っていると思いますけれども、単純に計算しても73点で、10人っているわけですから、104点ということは29点、それを10で割っても3、あと2点ずつプラスしても20点ですよ、75ということは。と思いますけれども……ではないのかな。そういう計算の仕方ではないのかな。済みません、わからないものですから。
- 総務課長（日山 充君） 平均点というのは多分真ん中の数字になるのだと思います。それで、先ほども受験者数をお知らせしましたが、一般職につきましては15名受験して、1次試験の合格者10名です。保育士に関しましても11名のうち7名、半分以上は1次試験で通しているものですから……
- 7番（茶屋 隆君） 済みません、私が間違っていました。申しわけありません。受験者全体のだもんね。受かった人ではないんだ。
- 委員長（細谷地多門君） 質疑を終了したいと思います、よろしいですか。
山本委員。
- 13番（山本幸男君） 行政改革の関係について関連して質問したいと思います。行政改革の推進委員会の委員の名簿を私要求して出してもらいましたが、この人たちが第5次軽米町行政改革の定員の適正化計画、これらの審議はこの委員の方々の審議という形で検討されたものなのかどうかということを第1点。
それから、この改革大綱の定員適正化計画も専門的な知識を持って、あるいは行政とかに通じたといいますか、高度な見識を持った人たちの意見等が加味されたというか、そんな検討委員会がこの中でまとめられたものなのかどうか。いずれこの委員会の中で決定したものだと理解していいですか。それが第2点。
それから、この委員会の議事録といいますか、そういう類いのものもあることですかということをちょっと質問したいと思います。
- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 行政改革大綱につきましては、前にも説明したと思っていたのですが、役場の中で第4次の行政改革の大綱に基づいて実績を検討しました。それで、目標が達成されたものについては行政改革大綱からは落としましょうと、まだ目標が達成されていないものについては継続してやりましょうと、新たに取り入れるべきことは何なのかを担当から吸い上げしまして、総務課でまとめたわけなんですけれども、1回目の行政改革推進委員会では第4次の実績について報告申し上げ

げました。こういうことでしたということで、方向性についてはこういうふうな方向で行きたいと思っていますということで、まず1回目了解いただいて、2回目の段階では第5次の計画の中身について、4次の検証を行った結果で第5次の計画を策定し、委員の皆様からこれについてのご意見ということで伺ったところでございます。

それから、定員適正化計画に関しましては、役場の総務課の中で、総務省が出している類似団体との積算とかそういうふうなものの資料があります。それをもとにいろいろな計算して、どこの職員数が類似団体に比べて多いとか、そういうふうなのを検証して、軽米町の状況も踏まえながら第5次の計画を定めたところでございます。定員適正化計画については、行政改革推進委員にはお諮りしておりません。

それから、議事録でございますが、行政改革推進委員会の議事録については作成しております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、山本委員。

私語をちょっと慎んでください。

○13番（山本幸男君） 関連して質問しますが、5次軽米町行政改革の大綱は議案の審議の中でも、例えば保育所の民営化の推進というような項目については、保育所の民営化によってプラスの面もありますよというようなことの優位性もありますよというような答弁もなされましたが、これらは後で優位性については説明しますという答弁だったけれども、多分その答弁はないのかな。ないというふうに私は理解しております。そのように中身についてはかなり専門的で、理解に、ああそうですか、ではそうしましょうという筋合いのものではないと思っております。したがって、先ほどふれあいセンターの民営化の問題もちょこっと出ましたが、質疑の中ではまずその項目ですか、そうですよというような答弁で終わったような感じですが、ただ実際そうなのかなというような疑問も正直持ちます。そこで、この大綱に示されたのは今年度の予算の中で採用になった部分がどこどこでというようなことがもしわかれば、もう少しかなものだろうかなと、そう思いますが、大ざっぱにどうですか。今年度、特にもそのことに入っていますというようなことの説明。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 行政改革大綱の中に示しているものについては、既に予算化されているものもあります。例えばバス運行の効率化とかというのは、現時点もバス運行させるための予算をとらせていただいているわけなのですけれども、行政改革の中に定めているのはその仕組みとかやり方とかを検証していくということで、行政改革大綱を定めたから平成28年度予算に、ここに予算を新たに盛り込みましたというものは少ないと思っておりました。仕組みとかなんとかの関係については、人件費は当然かかるわけなのですけれども、その他の何々費に何々の予算をとると

かというのは現時点ではとっておりません。平成28年度からスタートということで、それこそ相手方があるものについては相手方の調査とか、そういうふうなものについては特段の予算というのは必要になるのかなと今は思っております。もし行政改革大綱進めていく上で必要な予算が出てきた場合は、議会にまたお諮りしてご承認いただくというような形をとりたいと思っております。

それから、保育園の民営化の優位性とはちょっと違うのかもしれないですけども、古舘委員のご質問に民間の保育園にはどういうふうな助成があるのかというご質問については、健康福祉課長のほうからお答えさせていただいたと思っております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。前答えて、健康福祉課長から。

山本委員。

○13番（山本幸男君） この大綱を見ますと、大変と提起されている問題がたくさんで、今度の予算議会に提出されましたが、この中身についてはもう少し議会としても勉強、さまざまな対応をしたほうがいいのではないかとということで、議運の中、あるいは何か委員会の設置という形で対応したほうがよいのではないかと提案もしておりますので、そういう取り計らいがなされればなと期待して、この項については以上です。

それから、別な問題について質問しますが、国保の会計の中でいつも保険証の短期の交付の問題について、要望という形で古舘委員のほうから話がありましたが、国保の会計は今度平成30年から県が主体となって対応するということになりますので、短期保険証の関係はその前にクリアして、そしてレッドカードを持っているような形は好ましくないのではないかなというような感じを持ちますが、町長はいかがですか。十分な話し合いをして了解を得て、外に向かって短期保険証の部分については解除するというような感じのほうがよいのではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 委員の皆さんからいろいろなご意見をいただいて、こちらとしても対応できる部分に関しては、ちょっと短期も少し延ばして今様子を見ております。そういった結果をきちんと我々も精査しながら対応してまいりたいと思っております。

国保会計、大変今厳しい状況でありまして、今回も9,800万円、約1億円近くの一般繰り入れがございます。そういった中で、やはりきちっとした総合的な健全化も含めてやっていかなければなりませんので、そういった総合的な判断の中で対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 短期について、先ほど要望という形にしましたけれども、具体的に、前から言っているように盛岡市などは大規模な中でも短期保険証を実質的にやめてしまっていて、それでもそれが徴収の弊害になっていないという結果も出ていますので、前にも言ったように町民いじめというふうな、本当にその人たちは短期保険証というのはすごく本当に惨めな思いを感じるもので、なかなかそれを持って、医療抑制にもなってしまって、病気が重くなってからという感じになる人もほかの例で、軽米町の具体例は私まだつかんでいませんけれども、そういうことも報告されています。そういうことで、町民に優しい政治という意味では要望にしましたけれども、やっぱりやめるべきだと思っていますので、重ねて山本委員の質問に続けたいと思いますが、それをまだそこに置いて、さっきの行政改革大綱の関係で総務課長から私のほうからまだ聞きたい部分がありますので、よろしく願います。

○委員長（細谷地多門君） はい、どうぞ。

○12番（古舘機智男君） あと、過疎計画にも関連するのかもしれないけれども、1つは例えば先ほどの民営化の問題です。アウトソーシングというか、民営化が錦の御旗みたいになっているのだけれども、自治体の役割としてそうではないということをまず基本的な姿勢で私は考えています。特に保育所の民営化については、子ども・子育ての改正によって民間がやりやすい、参入しやすいような体制にはなってきました。しかし、この行政改革大綱ではもう何年先に民営化をするよ、そして3年間は調査して、地域に説明して、平成32年には実施するよというようなスケジュールを立てています。それは非常に問題があるのではないかと。子ども・子育て支援事業計画、この中には民営化は私が見たところでは一つも触れていません。これは法律によってつくらなければならないとってつくった事業計画でありますし、ほとんどの場合、民営化なんかはこの舞台の中で大体していくことで、これは法律に基づいた国に提出する計画であります。それをさらに飛び越えた形で、この中には、これも法律で定められた子ども・子育て会議の中で検討されたものであって、それを大きく基本的な方向で変えるというのは、総務課の行政改革、総務課の担当者が決めてやっていくような形では私はないと考えております。そういうことも含めて、民営化について勉強しようというのは決して悪いことではないと思いますけれども、計画で民営化ありきの形で進めていくこと自体は非常な問題を持っていると思います。そうすれば、この子ども・子育て会議でやった人たちと行革推進委員会の人たちの二重のというか、住民の意見を聞くことになると思いますし、先

ほど担当課長からその優位性に対して説明があったと、口頭で説明ありましたけれども、どういう仕組みになって、どう優位性があるのか、施設の建設にも補助がありますと、当然町に対しても施設の建設に補助はありますし、児童福祉法第24条1項が残ることによって、市町村が責任を持っていくための体制ができていることでもありますし、こういう先走った大綱というか、議決事項にもなっていないものというのは、私は非常に問題があると思っています。支所の民営化でもそうですが、それが本当にサービスが住民にとって低下するのかどうかということも含めて、これも民営化ありき。健康ふれあいセンターのやつもそうですけれども、そういう形での行政改革大綱については非常に問題点を含んでいると私は思いますけれども、基本的な認識として、特に子ども・子育ての関係、保育所関係なんかについてどう思っているのか、もう一度。それから、文書として民間の優位性を出してほしいと思います。口頭でなく。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 第5次の行政改革を策定する段階で、今までの計画書というのは検討ということですと5年間矢印を引いたものをやってきました。非常に大綱、計画といいますか、そういうもののスタンスとしてはいつまで検討するのだという、それこそただ絵に描いた餅ではないかというご指摘もいただいたところから、軽米町としてこういうふうなスケジュールを進めたらどうだろうという案でございます。それで、これをこのまま必ず実行するのだというものでもございません。行政改革大綱については毎年度見直しをすることにしています。実績を検証しながら、毎年度間違っているところとか、違うふうな方向で持っていくべきではないかというものが出た段階では、その改定を行うことも可能です。今回皆さんからご意見を伺う機会が、申しわけなかったのですが、後先という形になってしまいましたけれども、いずれこれからにつきましても平成28年度の中でこの事業を検討していただいて、ここはこうすべきではないか、私たちも町民の意識を無視して、何が何でもその間までに民営化するとかという考え方は今は持っておりません。ただ、それこそ古館委員からお叱りを受けますけれども、財政状況なんかも考えれば、やっぱり保育園の民営化は行政サイドとすれば必要ではないかという考え方を持った中で、そういうふうな計画を策定させていただいています。ですから、総意として民営化はだめだということになれば、このスケジュールどおりにはいかないものになると思っています。いずれ、それこそこれからも行政改革推進委員会が毎年行われますので、その中でご意見を伺いながら、直すべきところは直していきたいというふうに考えております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

総括質疑、終わってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 終わりたいと思います。

これからまとめに入りますので、当局の方は退場をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

〔当局退席〕

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前 11 時 51 分 休憩

午前 11 時 53 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 進めたいと思います。

◎議案第 1 号から議案第 25 号の討論、採決

○委員長（細谷地多門君） 討論される方はありますか。

古館委員、では討論してください。

○12番（古館機智男君） 私は本委員会に付託された 25 案件のうち、第 1 号、過疎地域自立促進計画の策定の議決を求めることについて、これは基本的な方向で議決事項なのでいいのですけれども、何とかな…でもいいことにするか。当局の説明、交流駅の構想という中で、それに何が入るかというやつが、図書館と、それから公民館、そういう文化施設、それからピヨピヨ、児童クラブ、商工会とあって、何かすごく…最後に児童クラブまで入ったという感じになると、何か面積からと比べて、その分について確認したいなと思っていましたのですけれども、みんな要求あるやつが全部この交流駅の中に入ってしまったというので、後からいろんな問題が出てくるのではないかなというのが。特に過疎計画についてはずっと自治体でできることの倍ぐらいの予算になっているということから、そして最高に有利なもの制度に、財政的になっているから、基本的には賛成なのですけれども、その中身がちょっとまだ明確でない部分があるなと思っていました。ここ、まず本会議までに結論出して、今三角にしておきます。

そして、次が議案第 2 号 行政手続条例の一部を改正する条例であります。これは、この関係が第 3 号、第 4 号、第 5 号、それから飛んで第 7 号までは行政手続の条例というか、法が変わった関係での条例改正の問題です。中身は不服審査というのを、そういう制度をなくして、一括で迅速にやろうということなのですが、そのことによって行政に不服を持っている人が、その人の要求というか、思いを助けるという立場ではなくて、行政の側で楽になるというか、簡素化するというのが目的になっているものの関連で、条例がずっと、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号がそういう状況のものです。ですから、個々についてはそんな反対討論しませんけれど

も、行政不服審査法の関係についてはその点です。

それから、人事行政の関係は、これは不服審査ではなくて人事評価制度の導入の関係ですので、これはちょっと別です。それ以外の、ずっと第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号は賛成です。

第20号の平成28年度の一般会計予算、これには反対で、国民健康保険特別会計も後期高齢者とともに反対したいと思います。あとは、下水道、介護、後期高齢者、水道の特別会計には私は賛成です。

以上の……

[「後期高齢者、反対だったきゃ」と言う者あり]

- 12番(古舘機智男君) 後期高齢者、ちょっと甘いのではないかということを書いて、反対とは……
- 委員長(細谷地多門君) 特別会計は第21号だけですか、反対は。
- 12番(古舘機智男君) そうです。
- 委員長(細谷地多門君) そのほか反対ありますか。
- 13番(山本幸男君) 自立の関係は反対だ。
- 委員長(細谷地多門君) ちょっと、立ってしゃべってください。どこだ。
- 13番(山本幸男君) 過疎。
- 委員長(細谷地多門君) 第1号か。
- 13番(山本幸男君) 第1号。計画の中で……
- 委員長(細谷地多門君) 三角と言っていたけれども、反対なわけだ。
- 13番(山本幸男君) 俺はな。入浴施設がない計画が反対だ。その1点。
- 委員長(細谷地多門君) 以上ですか。
- 13番(山本幸男君) それから、国民健康保険特別会計には……
- 委員長(細谷地多門君) 議案に反対の議案がありますので、採決はどうやればいい……全部やらなきゃならないな。議案第1号、第2号から第3号、第4号、第5号、第7号まで……

[「いや、7も」と言う者あり]

- 委員長(細谷地多門君) 第7号、違うの。古舘さん、第7号もと言っていた。
- 12番(古舘機智男君) 第7号は、だから理由が違うというだけで、反対する。
- 委員長(細谷地多門君) 第7号も反対ね。
- 12番(古舘機智男君) そうです。中身が。
- 委員長(細谷地多門君) 第2号から、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号反対、それから第20号反対、それから第21号反対。4つ、4回やらねばだめ。

〔「はねないでか」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） はねないで。そして、あとはそのほかのときは1回。5回やりましょう。

〔「1号から5号まで」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 第1号は第1号でやって……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 零時02分 休憩

午後 零時04分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

では、採決に入ります。

議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてお諮りします。賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） 起立多数。

それから、議案第2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例から議案第3号、第4号、第5号、第7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例までの5件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） 起立多数。

それから、3回目ですが、議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算についてお諮りします。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） 賛成多数。

4回目ですが、議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算についてお諮りします。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） 起立多数。

そのほか残りの議案、議案第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号までと、議案第22号から第25号までの、合わせて何件になる……

〔「いいや」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 合わせた議案は反対がないようですので、一括で採決ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、全会一致で賛成と、可と決しました。

あとは、何か委員長報告で特記することがあれば。特別にないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、委員長報告は任せていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（細谷地多門君） 以上で会議を閉じます。これをもって特別委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 零時 07 分）